	小麦 （略） マイロ （略）	10mg／kg （略） 6mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）

ソ～ヲ　（略）

(2)～(5)　（略）

２～６　（略）

	小麦 （略） マイロ （略）	8mg／kg （略） 2mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）

ソ～ヲ　（略）

(2)～(5)　（略）

２～６　（略）

第二条　飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1)　飼料一般の成分規格

ア～ス　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第　1　欄	第　2　欄	第　3　欄
（略）	（略）	（略）
イマザピル	大麦 （略）	0.7mg／kg （略）
（略）	（略）	（略）

ソ～ヲ　（略）

(2)～(5)　（略）

２～６　（略）

別表第１（第１条関係）

１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準

(1)　飼料一般の成分規格

ア～ス　（略）

セ　次の表の第１欄に掲げる農薬（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第２条第１項に規定する農薬をいう。以下同じ。）の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下同じ。）は、同表の第２欄に掲げる飼料の原料にそれぞれ同表の第３欄に定める量を超えて含まれてはならない。

第　1　欄	第　2　欄	第　3　欄
（略）	（略）	（略）
イマザピル	（新設） （略）	（新設） （略）
（略）	（略）	（略）

ソ～ヲ　（略）

(2)～(5)　（略）

２～６　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○国土交通省令第二号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十三条の規定に基づき、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

別表第六（海上交通センター）（第百十九条関係）

所轄管区海上保安本部	名　称	位　置
（略）	（略）	（略）

別表第六（海上交通センター）（第百十九条関係）

所轄管区海上保安本部	名　称	位　置
（略）	（略）	（略）